



桑名市
KUWANA CITY

桑名市

介護予防・日常生活支援総合事業 の取り組みについて



本物力こそ桑名力

桑名市 地域介護課
サービス企画室
伊東幸子



2015 ゆるきゃらグランプリ 31位
三重県内 NO1 ゆめはまちゃん

「本物力こそ、桑名力」

桑名市



名古屋駅より、JR関西本線・近鉄名古屋線で約25分、
東名阪自動車道経由で約30分。
中部国際空港より、伊勢湾岸道経由で約1時間。



お伊勢参らばお多度もかけよ、
お多度かけねば片参り
「多度大社」



「なばなの里」

全国アミューズメントパーク
入場者数第3位
「ナガシマリゾート」



全国で3路線のみのナローゲージ
「北勢線」



旧東海道伊勢国一の鳥居
「七里の渡跡」



「その手は桑名の焼き蛤」



日本一やかましい祭
「桑名 石取祭」

鹿鳴館で有名な
コンドルの設計による
山林王・諸戸家の邸宅
「六華苑」



旧東海道42番目の宿場町桑名の銘菓
「安永餅」



①桑名市の概要

H16.12 旧桑名市、旧多度町、旧長島町が合併し、現在の桑名市が誕生

◆面積 136.68km²
東西 16.50km
南北 17.75km

◆日常生活圏域
6圏域(東・西・南・北・多度・長島)

◆人口 143,088人
男 70,522人
女 72,560人

◆地域包括支援センター
6箇所(直営1、委託5)

◆高齢者人口 35,232人
高齢化率 24.62%

◆要介護・要支援認定率14.15%
(事業状況報告)

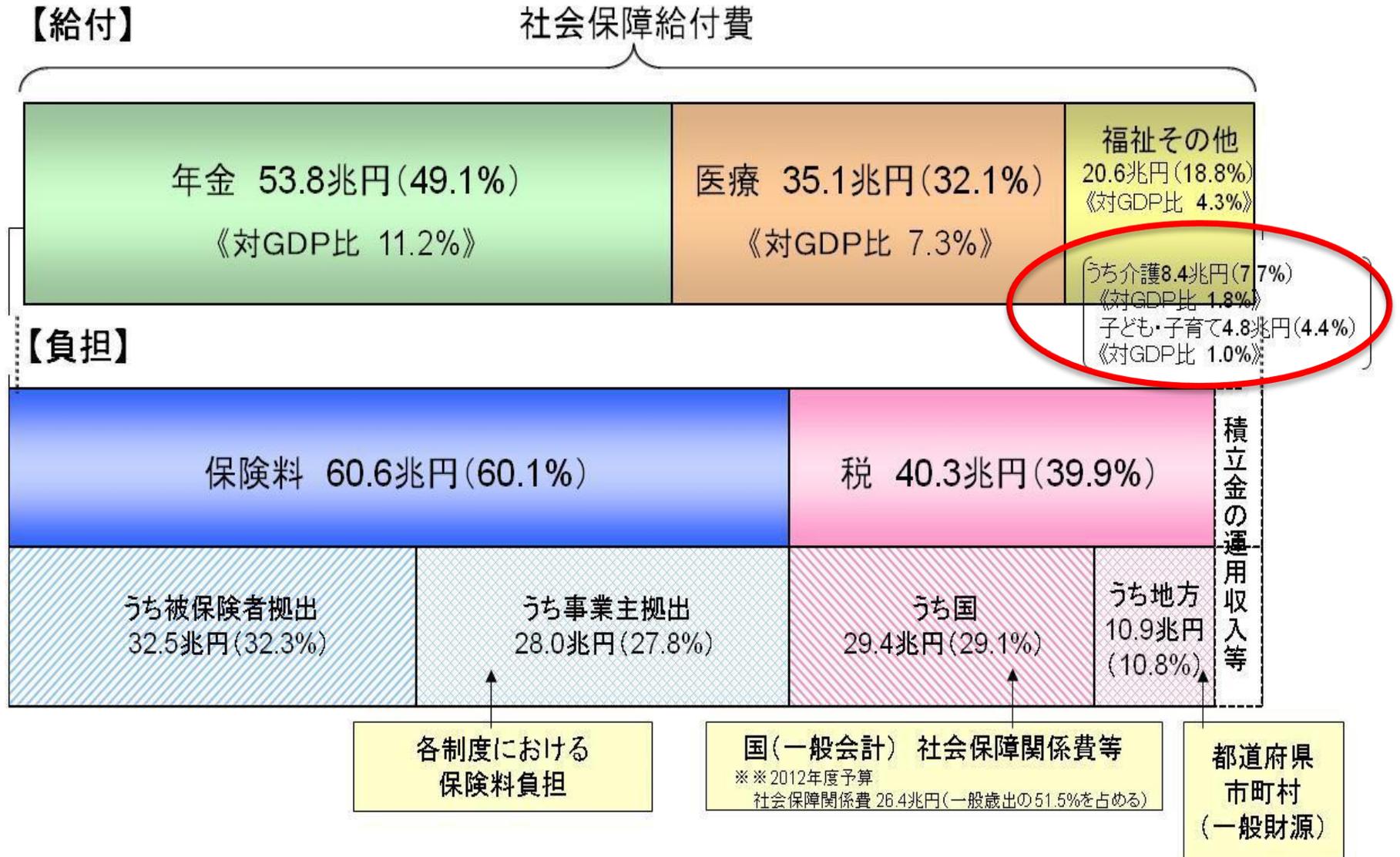
◆介護保険料基準額 62,864円/年 6期



(H28.3.31現在)

社会保障の給付と負担の現状

社会保障給付費(※) 2012年度(予算ベース) 109.5兆円 (対GDP比 22.8%)



※ 社会保障給付の財源としてはこの他に資産収入などがある。

平成27年度 介護保険制度の改正の主な内容について

①地域包括ケアシステムの構築

高齢者が住み慣れた地域で生活を継続できるようにするため、介護、医療、生活支援、介護予防を充実。

サービスの充実

○地域包括ケアシステムの構築に向けた地域支援事業の充実

- ①在宅医療・介護連携の推進
- ②認知症施策の推進
- ③地域ケア会議の推進
- ④生活支援サービスの充実・強化

- * 介護サービスの充実は、前回改正による24時間対応の定期巡回サービスを含めた介護サービスの普及を推進
- * 介護職員の処遇改善は、27年度介護報酬改定で検討

重点化・効率化

①全国一律の予防給付(訪問介護・通所介護)を市町村が取り組む地域支援事業に移行し、多様化

- * 段階的に移行(~29年度)
- * 介護保険制度内でサービスの提供であり、財源構成も変わらない。
- * 見直しにより、既存の介護事業所による既存サービスに加え、NPO、民間企業、住民ボランティア、協同組合等による多様なサービスの提供が可能。これにより、効果的・効率的な事業も実施可能。

②特別養護老人ホームの新規入所者を、原則、要介護3以上に限定(既入所者は除く)

- * 要介護1・2でも一定の場合には入所可能

○ このほか、「2025年を見据えた介護保険事業計画の策定」、「サービス付高齢者向け住宅への住所地特例の適用」、「居宅介護支援事業所の指定権限の市町村への移譲・小規模通所介護の地域密着型サービスへの移行」等を実施

②費用負担の公平化

低所得者の保険料軽減を拡充。また、保険料上昇をできる限り抑えるため、所得や資産のある人の利用者負担を見直す。

低所得者の保険料軽減を拡充

○低所得者の保険料の軽減割合を拡大

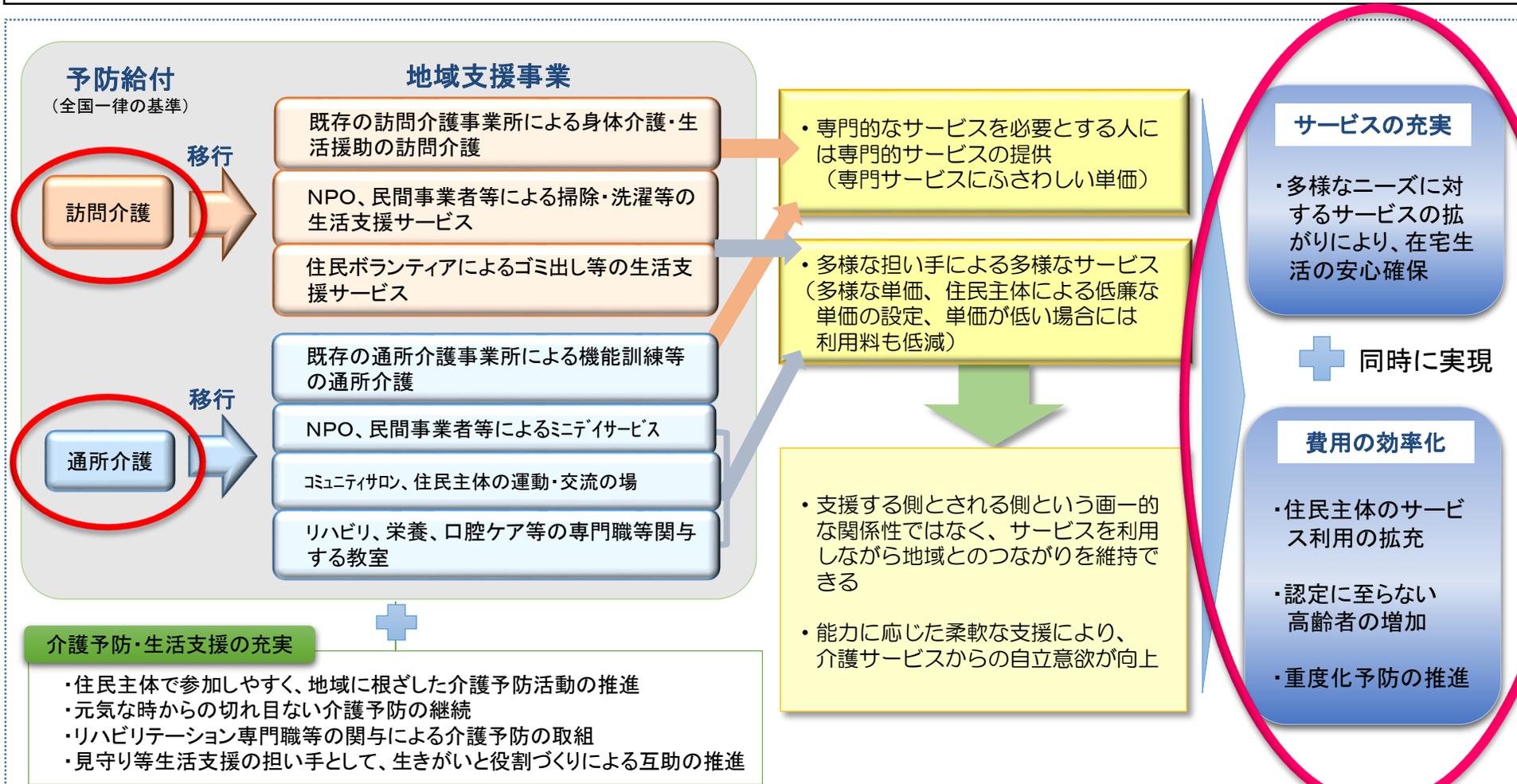
- ・給付費の5割の公費に加えて別枠で公費を投入し、低所得者の保険料の軽減割合を拡大
 - * 保険料見直し：現在5,000円程度→2025年度8,200円程度
 - * 軽減例：年金収入80万円以下 5割軽減 → 7割軽減に拡大
 - * 軽減対象：市町村民税非課税世帯(65歳以上の約3割)

重点化・効率化

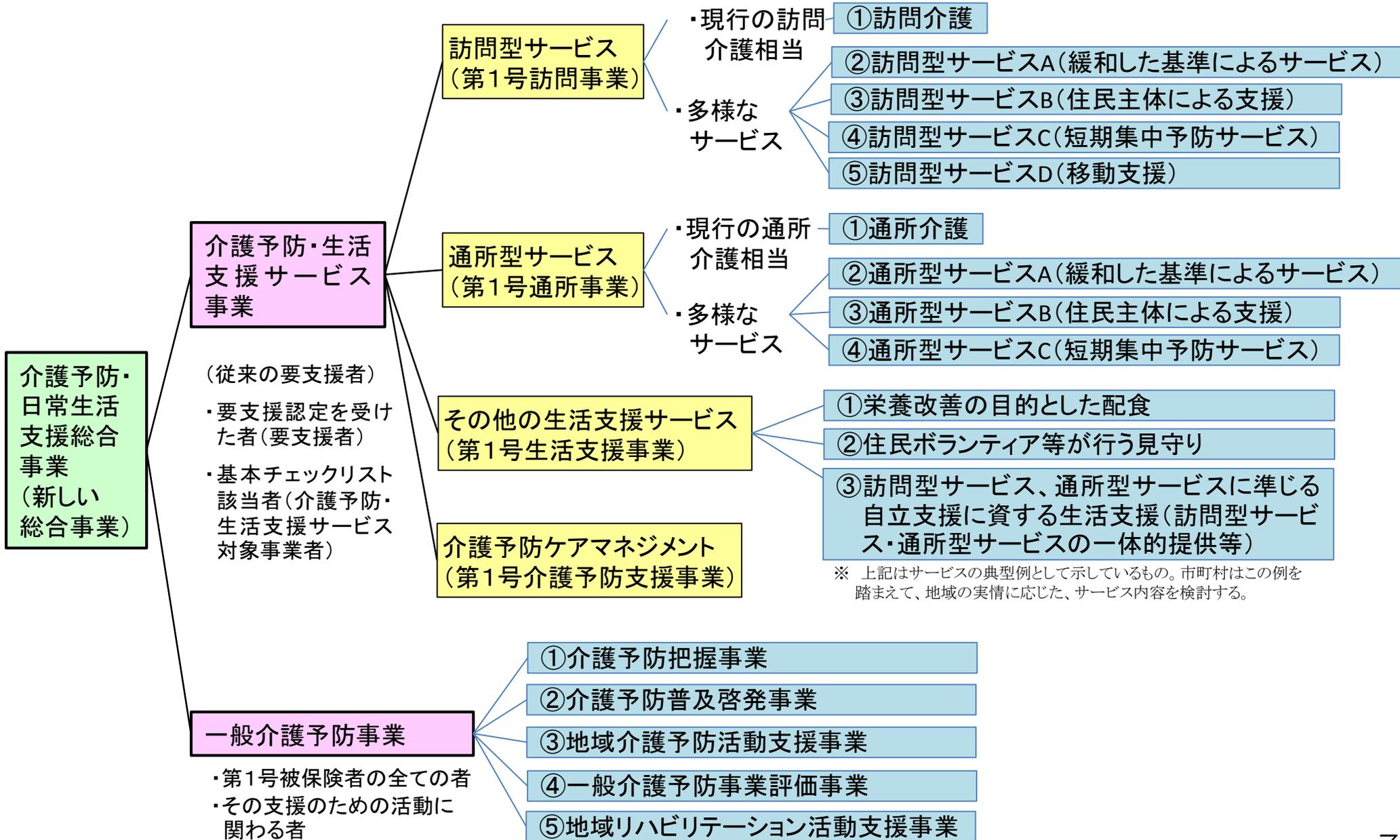
- ①一定以上の所得のある利用者の自己負担を引上げ
 - ・ 2割負担とする所得水準を、65歳以上高齢者の所得上位20%とした場合、合計所得金額160万円(年金収入で、単身280万円以上、夫婦359万円以上)。ただし、月額上限があるため、見直し対象の全員の負担が2倍になるわけではない。
 - ・ 医療保険の現役並み所得相当の人は、月額上限を37,200円から44,400円に引上げ
- ②低所得の施設利用者の食費・居住費を補填する「補足給付」の要件に資産などを追加
 - ・ 預貯金等が単身1000万円超、夫婦2000万円超の場合は対象外
 - ・ 世帯分離した場合でも、配偶者が課税されている場合は対象外
 - ・ 給付額の決定に当たり、非課税年金(遺族年金、障害年金)を収入として勘案 *不動産を勘案することは、引き続きの検討課題

予防給付の見直しと生活支援サービスの充実

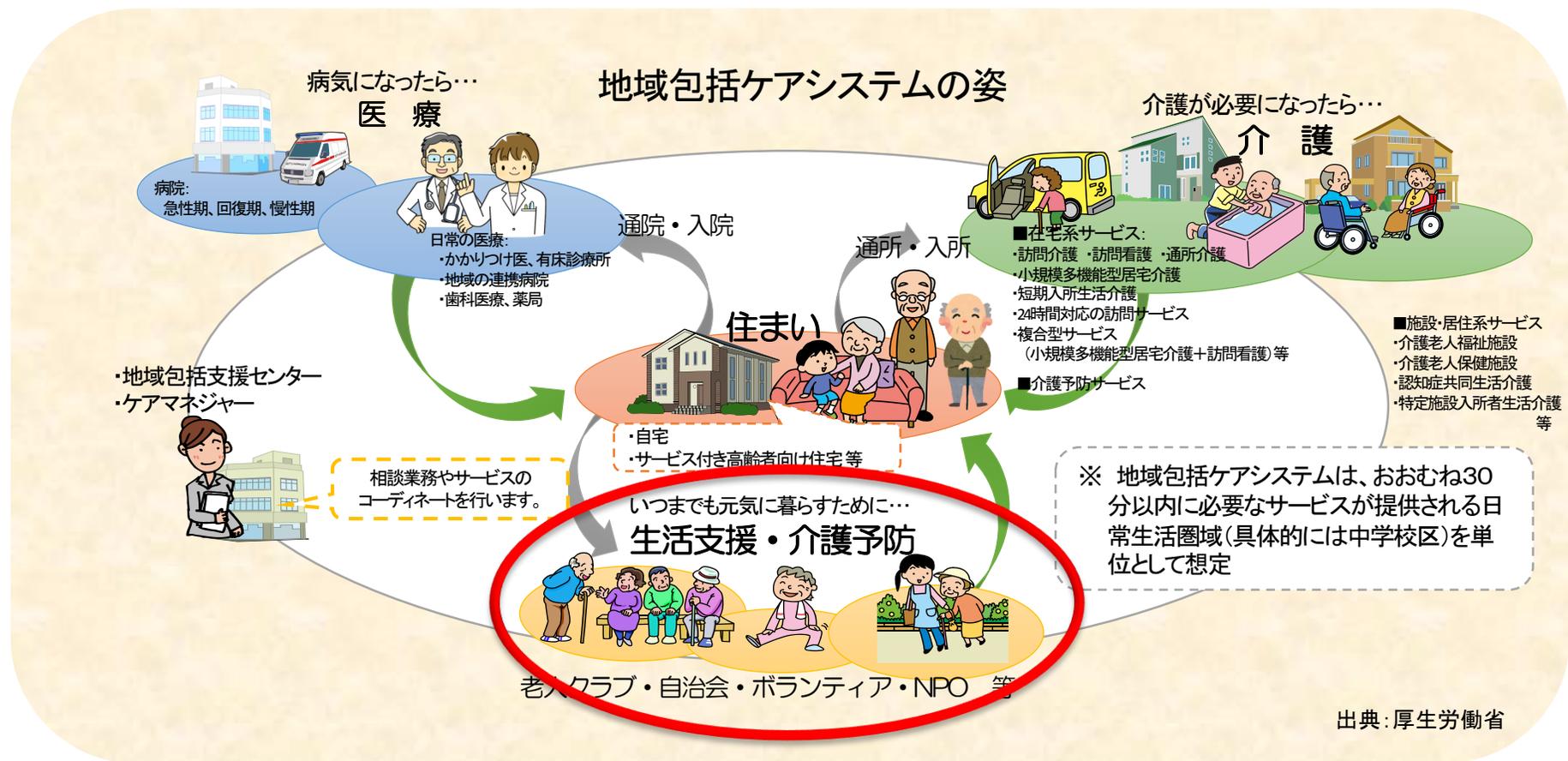
- 予防給付のうち訪問介護・通所介護について、市町村が地域の実情に応じた取組ができる介護保険制度の地域支援事業へ移行(29年度末まで)。財源構成は給付と同じ(国、都道府県、市町村、1号保険料、2号保険料)。
- 既存の介護事業所による既存のサービスに加えて、NPO、民間企業、ボランティアなど地域の多様な主体を活用して高齢者を支援。高齢者は支え手側に回ることも。



【参考】介護予防・日常生活支援総合事業(新しい総合事業)の構成



地域包括ケアシステムの構築と総合事業

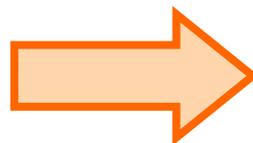


総合事業は地域資源を把握するための一つの「手段」。
サービス創出のための一つの制度であり、地域の全ての資源を活用することが大切。

「全員参加」≒「地域支え合い体制づくり」

「地域包括ケアシステム」の構築の必要性

20世紀＝短命社会
『病院の世紀』



21世紀＝長寿社会
『地域包括ケアの世紀』

生活環境の変化に強い
青壮年期の患者を対象に
疾病を治癒して社会復帰を目指す
「治す医療」

「病院完結型医療」

(＝病院単独で提供される医療)

長期入院

(病院の中で管理された人生の最期)

施設に収容する福祉

生活環境の変化に弱い
老年期の患者を対象に
疾病と共存して生活の質の維持・向上を目指す
「治し・支える医療」

「地域完結型医療」

(＝病院を含む地域全体で提供される医療)

“ときどき入院・ほぼ在宅”

(自分らしい生活の中での幸福な人生の最期)

地域に展開する介護

豊富な若年労働力
家族と同居する高齢者

専門職依存型のサービス提供

“支え手”と“受け手”との分離・固定化

(地域コミュニティの衰退)

希少な若年労働力
独り暮らしの高齢者

地域住民参加型のサービス提供

“地域支え合い体制づくり”

(地域コミュニティの再生)



日本一やかましい
石取り祭り 8月6、7日

桑名市の 総合事業の取り組み

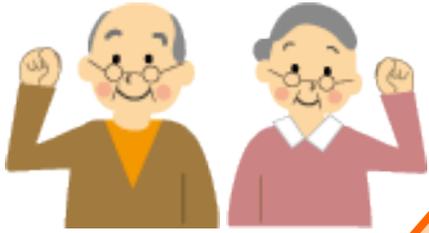


桑名市の花 ハナミズキ

「桑名市地域包括ケア計画」の基本理念

高齢者の尊厳保持・自立支援

(介護保険法第1条)



セルフマネジメント(「養生」)

健康の保持増進

(介護保険法第4条第1項)

能力の維持向上

介護予防に資するサービスの提供

(介護保険法第2条第2項及び第5条第3項)

在宅生活の限界点を高めるサービスの提供

(介護保険法第2条第4項及び第5条第3項)

一般高齢者

要支援者

要介護者

在宅サービス

施設サービス

身近な地域での 多様な資源の「見える化」・創出

『介護予防・日常生活支援
総合事業』
『生活支援体制整備事業』



多職種協働による ケアマネジメントの充実

『地域ケア会議』
『在宅医療・介護
連携推進事業』
『認知症総合支援事業』



施設機能の地域展開

『従来の在宅サービスと
異なる内容の
新しい在宅サービス』



現在の介護保険サービス利用における課題

① デイサービスでできても、家でできない。

▼入浴できないのでデイサービスで入る。

➡ デイサービスで入浴できるようになっても、
家では入浴できない。

本当に自立支援？

行きたいのは
デイサービス？
本当は何がしたいの？

② サービスを利用することが目的になっている。

▼本来、サービスを利用することで、〇〇できるようになる。

➡ 友人が行っているのでデイサービスに行きたい。

ケアマネジメントの質は大丈夫？

③ 担い手

量…若い人は人口構造から減る⇒介護人材不足

質…倫理観を持った専門職の育成



【参考】介護予防に資するケアマネジメントの事例のイメージ

陥りがちなケアマネジメント

「独りで入浴できない」



「清潔を保持したい」



「通所介護で
入浴する」



いつまでも
独りで入浴できない

できないことを代わりにするケア

目指すべきケアマネジメント

「なぜ独りで入浴できないのか」



「左片麻痺によるバランス不安定で
浴槽をまたげない」



「通所介護で足を
持ち上げる動作を指導して
浴槽をまたげるようにする」



独りで
入浴できるようになる

できないことをできるようにするケア

身近な地域での多様な資源の「見える化」・創出

訪問

桑名市 (専門職等)
桑名市地域包括支援センター
桑名市社会福祉協議会

「見える化」
・創出

専門職が専門的な
サービスの提供に
集中する

短期集中予防サービス
(専門職)

心身機能

保健師、看護師、管理栄養士、
理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、
歯科衛生士、社会福祉士、介護福祉士、
訪問介護員等

「サポーター」(地域住民)



高齢者サポーター、民生委員、食生活改善推進員、
シルバー人材センター、ボランティアグループ、民間事業者等

訪問介護
(専門職)

通所介護
(専門職)

生活機能の向上
(運動、栄養、口腔、認知等)

高齢者が介護保険を
『卒業』して地域活動に
『デビュー』する

参加

高齢者

活動

参加

「通いの場」(地域住民)



高齢者サポーター、健康推進員、地区社会福祉協議会、
自治会、老人クラブ、ボランティアグループ、民間事業者等

桑名市 (専門職等)
桑名市地域包括支援センター
桑名市社会福祉協議会

「見える化」
・創出

通所

他の市町村と比較した桑名市の 新しい「介護予防・日常生活支援総合事業」の特徴

1. 「短期集中予防サービス」の重点的な活用

2. 事業所の地域開放

3. 「地域生活応援会議」を活用した「介護予防ケアマネジメント」

4. 健康増進事業と一体的な「エビデンス」に基づく介護予防事業の展開

5. 市町村特別給付の活用



- 桑名市では、
新しい「介護予防・日常生活支援総合事業」について、
「小さく生んで大きく育てる」という考え方にに基づき、
まずは、平成27年4月に開始した上で、その後、必要に応じ、見直す方針。

桑名市の「介護予防・日常生活支援総合事業」

「サポーター」の「見える化」・創出

「えぷろんサービス」

シルバー人材センターの会員が訪問による掃除、買物、外出支援、調理、洗濯、ゴミ出し、話し相手等を提供。

「おいしく食べよう訪問」

食生活改善推進員が訪問による食事相談、献立相談、調理相談、体重測定等を提供。

「『通いの場』応援隊」

ボランティアが日常生活圏域の範囲内で「シルバーサロン」又は「健康・ケア教室」の利用のための移動支援を提供。

「短期集中予防サービス」の創設

「栄養いきいき訪問」

管理栄養士が訪問栄養食事指導を提供。

「お口いきいき訪問」

歯科衛生士が訪問口腔ケアを提供。

「くらしいきいき教室」

リハビリテーション専門職がアセスメント及びモニタリングに関与しながら、医療・介護専門職等が通所による機能回復訓練等と訪問による生活環境調整等とを組み合わせて一体的に提供。

従前の介護予防訪問介護に相当する訪問型サービス
(平成27～29年度)

従前の介護予防通所介護に相当する通所型サービス
(平成27～29年度)

「通いの場」の「見える化」・創出

「シルバーサロン」

「宅老所」等において、地域住民が相互に交流する機会を提供。

「健康・ケア教室」

事業所において、地域交流スペース等を活用するとともに、医療・介護専門職等とボランティアとで協働しながら、介護予防教室を開催するなど、地域住民が相互に交流する機会を提供。

「健康・ケアアドバイザー」

地域住民に開放される「通いの場」を対象として、地域住民を主体として運営された実績に応じ、リハビリテーション専門職等を派遣。

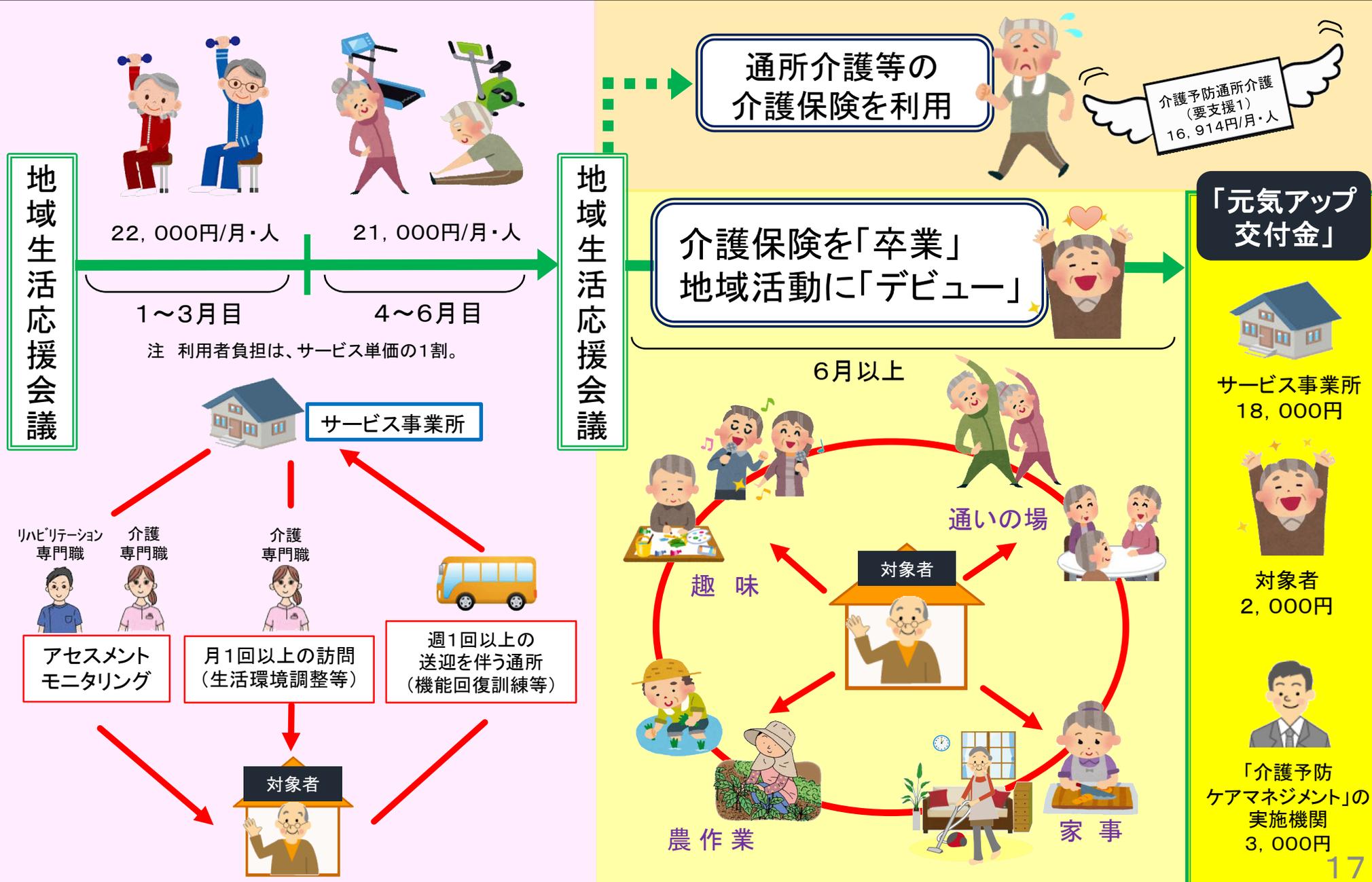
「地域生活応援会議」を活用した「介護予防ケアマネジメント」の充実

- 桑名市地域包括支援センターにおいて、桑名市と一体になって、要介護・要支援認定又は「基本チェックリスト」該当性判定の申請及びそれに関する相談を受付。
- 桑名市地域包括支援センターにおいて、桑名市と一体となって、「地域生活応援会議」を活用して「介護予防ケアマネジメント」を実施。

「エビデンス」に基づく健康増進事業と一体的な介護予防事業の展開

- 「桑名市日常生活圏域ニーズ調査『いきいき・くわな』」に基づくデータ等を活用。
- 「桑名ふれあいトーク」、「桑名いきいき体操自主グループ活動スタート応援事業」等を実施。
- 「高齢者サポーター養成講座」、「桑名いきいき体操サポーター養成講座」等を開催。
- 「桑名市介護支援ボランティア制度」を実施。

1.短期集中予防サービスの重点的な活用「くらしいきいき教室」のイメージ



「くらしいきいき教室」(1)

位置付け	「介護予防・生活支援サービス事業」中の 「通所型サービスC(短期集中予防サービス)」
趣旨	<ul style="list-style-type: none">○ 通所時に実行することができる「手段的日常生活動作(IADL)」を在宅時に実行することができない高齢者も、少なくないところ。○ 生活機能の向上を実現するための中核的なサービスとして、通所型サービスを訪問型サービスと組み合わせる一体的に提供する「短期集中予防サービス」を創設。
対象者	運動、栄養、口腔、認知等に関するリスクを抱える高齢者であって、「くらしいきいき教室」を利用する必要があるもの (「くらしいきいき教室」を利用して6月以上が経過しないものを除く。)

「くらしいきいき教室」(2)

内容	<p>① リハビリテーション専門職による アセスメント及びモニタリングに対する関与</p> <p>② 6月を限度とするサービスの提供</p> <p>i 週1回以上の送迎を伴う通所による 医療・介護専門職等の機能回復訓練等</p> <p>(注) 「運動器機能向上サービス」を提供することは、必須。あわせて、 「栄養改善サービス」及び「口腔機能向上サービス」を提供することが望ましい。</p> <p>ii 月1回以上の訪問による医療・介護専門職等の生活環境調整等</p>
事業者	<p>認知症対応型通所介護等に係る指定地域密着型サービス事業者の指定 又は通所介護等に係る指定居宅サービス事業者の指定を受けた 事業所であって、指定事業者の指定を受けたもの</p> <p>(注) 通所に係る送迎及び訪問に関しては、定期巡回・随時対応型訪問介護看護等に係る 指定地域密着型サービス事業者の指定又は訪問介護等に係る 指定居宅サービス事業者の指定を受けた事業者に委託することも、可能。</p>
遵守事項	<p>① 「桑名市地域包括ケア計画」に盛り込まれた基本的な考え方の共有</p> <p>② サービスの提供状況に関する情報の公表</p> <p>(注) 「健康・ケア教室」を提供することが望ましい。</p> <p>③ 「地域生活応援会議」を始めとする「地域ケア会議」に対する協力 等</p>

「くらしいきいき教室」(3)

<p>手続</p>	<p>○ 指定事業者の指定については、公募を実施。</p> <p>○ 「介護予防ケアマネジメント」については、 「原則的な介護予防ケアマネジメント(ケアマネジメントA)」を実施。 (注) 桑名市及びすべての桑名市地域包括支援センターのレベルでの 「地域生活応援会議」(「A型地域生活応援会議」)を開催。</p>
<p>サービス 単価</p>	<p>① 基本報酬</p> <p>i 1～3月目:22,000円/月</p> <p>ii 4～6月目:21,000円/月</p> <p>② 加算</p> <p>対象者が介護保険を「卒業」して地域活動に「デビュー」した場合において、 6月が経過したときは、「元気アップ交付金」を支給。</p> <p>i サービス事業所:18,000円</p> <p>ii 対象者:2,000円</p> <p>iii 「介護予防ケアマネジメント」の実施機関:3,000円</p>
<p>利用者負担</p>	<p>基本報酬の10%及び実費</p>

※ 平成27年4・5月、指定事業者の指定について、公募を実施した上で、平成27年7月より、指定事業者において、サービスを提供。

【参考】「くらしいきいき教室」のチラシ



もう一度元気になりたいな！
友達にまた会いたいな！
畑仕事をもう一回やりたいな！

平成27年度

『くらしいきいき教室』

～サービス提供開始します～

元気になって、自分らしい生活を取り戻そう！



くらしいきいき教室とは

運動、栄養、口腔、認知等に関するリスクを抱える高齢者に対し、地域の医療・介護専門職が専門性を発揮することにより、介護保険を「卒業」して地域活動に「デビュー」、高齢になっても生き生きとした生活が持続して送れるよう、生活機能の向上を実現する専門的なサービスを短期集中で提供することを目的としています。
通所型サービスを訪問型サービスと組み合わせて一体的に提供するサービスです。

対象者

⇒ 要支援1、要支援2、基本チェックリスト該当者

サービス内容

リハビリテーション専門職がアセスメント及びモニタリングに関与しながら、医療・介護専門職等が

①週1回以上の送迎を伴う通所による機能回復訓練等

- ・「運動器機能向上サービス」
- ・「栄養改善サービス」及び「口腔機能向上サービス」

②月1回以上の訪問による生活環境調整等

を組み合わせ一体的に提供を行うものです。

自己負担額
1か月～3か月
2,200円/月
4か月～6か月
2,100円/月

～サービスの提供期間は6ヶ月を限度～

- サービス提供期間終了後、6ヶ月間においてサービスの利用が無かったときは、2,000円の「元気アップ交付金」を交付します。

裏面に続く

【指定事業所】(50音順)

事業所名	所在地	連絡先
桑名福祉センターデイサービス	額田455番地3	32-1889
多度デイサービスセンターすこやか	多度町多度1-1-1	49-2029
通所介護 ほほえみ	桑部八左衛門新田1079-1	25-8738
デイサービスセンター 木もれび	桑部2533番地3	27-1212
長島デイサービスセンターほほえみ	長島町松ヶ島66番地	41-1022
リハビリ専門デイサービス エバーファイン	西別所422番地1	88-5921

※ 本サービスは、在宅の要介護1から要介護5と認定されている方を対象として、桑名市介護保険特別給付のサービスも創設されます。

「栄養いきいき訪問」

位置付け	「介護予防・生活支援サービス事業」中の 「訪問型サービスC(短期集中予防サービス)」
内容	三重県栄養士会地域活動協議会桑名支部に委託し、 栄養に関するリスクを抱える高齢者であって、 訪問栄養食事指導を利用する必要があるものを対象として、 管理栄養士が訪問栄養食事指導を提供。
手続	○ 「介護予防ケアマネジメント」については、 「簡略化した介護予防ケアマネジメント(ケアマネジメントB)」を実施。 (注) それぞれの桑名市地域包括支援センターのレベルでの「地域生活応援会議」 (「B型地域生活応援会議」)を開催。
サービス 単価	① 1回目:6,000円/回 ② 2~6回目:4,000円/月
利用者負担	10%及び実費

【参考】「栄養いきいき訪問」のチラシ

『栄養いきいき訪問』のご案内

総合支援事業 訪問型サービス事業

平成27年4月
スタート



管理栄養士がご自宅を訪問し、食事内容等を確認します。
お一人お一人に合った栄養指導が受けられます。

申請から訪問までの流れ



対象者	食生活改善を必要とする65歳以上の方 【要支援1・2と認定された方及び基本チェックリスト該当者】
訪問内容	栄養指導
費用	初回 6,000円/回（利用者負担 600円） 2～6回目 4,000円/回（利用者負担 400円）
実施回数	1回1時間程度（6回まで）
注意点	① 毎回、訪問時に利用者負担金を徴収します。おつりのないようにご準備下さい。 ② <u>栄養指導であって、実際に調理はしません。</u>
お問合せ先	〇〇包括支援センター（TEL：0594- - ）担当□□ 〇〇〇〇〇〇事業所（TEL：0594- - ）担当□□



「おいきいき訪問」

位置付け	「介護予防・生活支援サービス事業」中の「訪問型サービスC(短期集中予防サービス)」
内容	三重県歯科衛生士会桑員支部に委託し、口腔に関するリスクを抱える高齢者であって、訪問口腔ケアを利用する必要があるものを対象として、歯科衛生士が訪問口腔ケアを提供。
手続	「介護予防ケアマネジメント」については、「簡略化した介護予防ケアマネジメント(ケアマネジメントB)」を実施。 (注) それぞれの桑名市地域包括支援センターのレベルでの「地域生活応援会議」(「B型地域生活応援会議」)を開催。
サービス単価	① 1回目:6,000円/回 ② 2・3回目:4,000円/月
利用者負担	10%及び実費

【参考】「おいいきいき訪問」のチラシ

桑名市総合事業 訪問サービス

おいいきいき訪問のご案内

おいいきいき訪問とは？

歯科衛生士などの専門職が、お口の機能を向上させるためにお宅へお伺いし、お手伝いする事業です。

こんな症状はありませんか？



- 固い物が食べにくい。
- お茶や汁物でむせる。
- 口が湿きやすい。

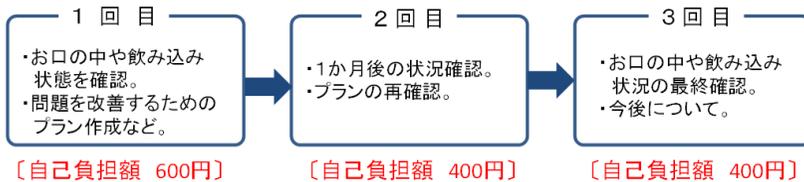
これらの症状が続くと美味しく食事ができず、栄養を十分に取れなくなります。専門職による指導で改善しましょう！

訪問での内容

- ◆ 口腔清掃についてのアドバイス
- ◆ 飲み込みの力を向上させる口腔体操
- ◆ 唾液の分泌を促すマッサージ
- ◆ 呼吸や発声についてのアドバイス 等

訪問スケジュール

※ 3か月の間に月に1回、計3回訪問させていただきます。



※ 自己負担の料金は、それぞれの訪問時に徴収いたします。

「おいいきいき訪問」により得られる効果

- ◇ お口の中がすっきりする。
- ◇ 噛みしめられるようになる。
- ◇ 口臭が減る。
- ◇ 薄味が分かるようになる。
- ◇ 会話がしやすくなる。
- ◇ 食事が美味しくなる 等

毎日のケアや口腔体操を根気よく続けていただくと、お口の状況が良い方向に向かいます。様々なアドバイスをさせていただく中で、状況によっては医療機関をおすすめする場合があります。

「おいいきいき訪問」ご利用時に注意いただきたいこと

- 歯みがきや義歯のお手入れをご説明する際に、洗面台など水場をお借りすることがあります。
- 訪問する当日は、お伺いする前に確認のお電話をさせていただきます。
- 当日、もしくはお約束した日程や時間の変更をご希望される場合は、担当の介護支援専門員(ケアマネジャー)にお電話ください。
- 「おいいきいき訪問」を途中でキャンセルされる場合は、担当の介護支援専門員(ケアマネジャー)に必ずお伝えください。

「えぷろんサービス」

位置付け	「介護予防・生活支援サービス事業」中の 「訪問型サービスB(住民主体による支援)」
内容	桑名市シルバー人材センターに委託し、 日常生活支援を必要とする高齢者を対象として、 「高齢者サポーター養成講座」等を修了した会員が 訪問による掃除、買物、外出支援、調理、洗濯、ゴミ出し、話し相手等を提供。 (注) 従前の介護予防訪問介護に相当する訪問型サービスは、身体介護のほか、 訪問介護員以外の者によって提供されることが困難である専門的な生活援助を内容とするもの。 これに対し、「えぷろんサービス」は、訪問介護員以外の者によって提供されることが 可能である一般的な生活援助を内容とするもの。そのいずれかについては、 「地域生活応援会議」を活用した「介護予防ケアマネジメント」に基づき、個々に判断。
手続	「介護予防ケアマネジメント」については、 「簡略化した介護予防ケアマネジメント(ケアマネジメントB)」を実施。 (注) それぞれの桑名市地域包括支援センターのレベルでの「地域生活応援会議」 (「B型地域生活応援会議」)を開催。
サービス単価	1,000円/時間
利用者負担	30%及び実費

【参考】「えぷろんサービス」のチラシ(1)



「サービス内容」

- | | |
|------|---------------|
| ①洗濯 | ⑤話し相手 |
| ②買い物 | ⑥外出支援
(散歩) |
| ③掃除 | |
| ④調理 | ⑦ゴミ出し |



公益社団法人

桑名市シルバー人材センター

〒511-0032
三重県桑名市吉之丸11番地
(0594)22-0468

www.kuwana-sjc.or.jp

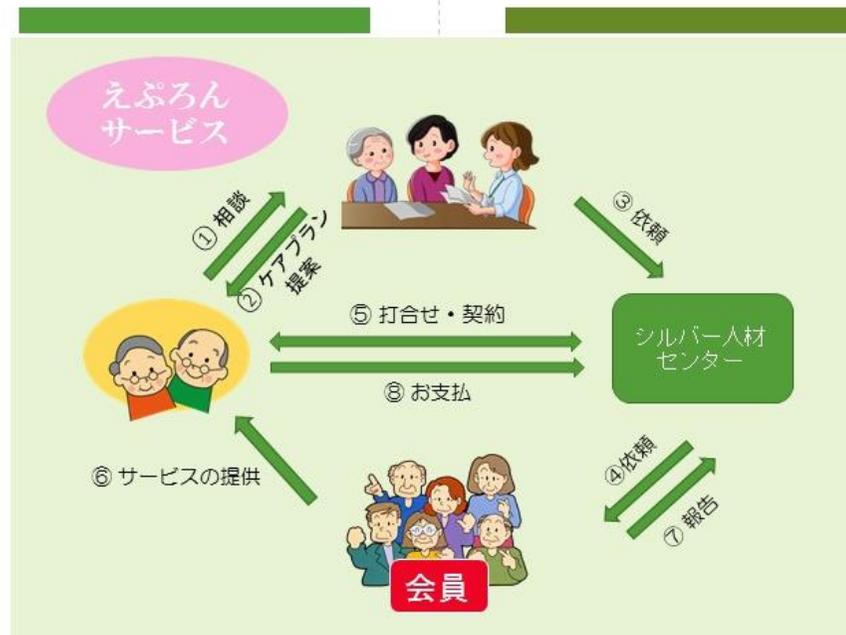
えぷろんサービス

桑名市日常生活総合支援事業

シルバー会員が
お手伝いするよ!



【参考】「えぶろんサービス」のチラシ(2)



《お支払方法》
月末締め、翌月20日引き落とし
(手数料はご利用様負担となります。)

《利用料金》
サービス1回1時間以内
300円

サービスを受けるには・・・

利用対象は・・・

H27.4.1以降に要支援1・要支援2に認定された方、またはチェックリスト該当者の方です。

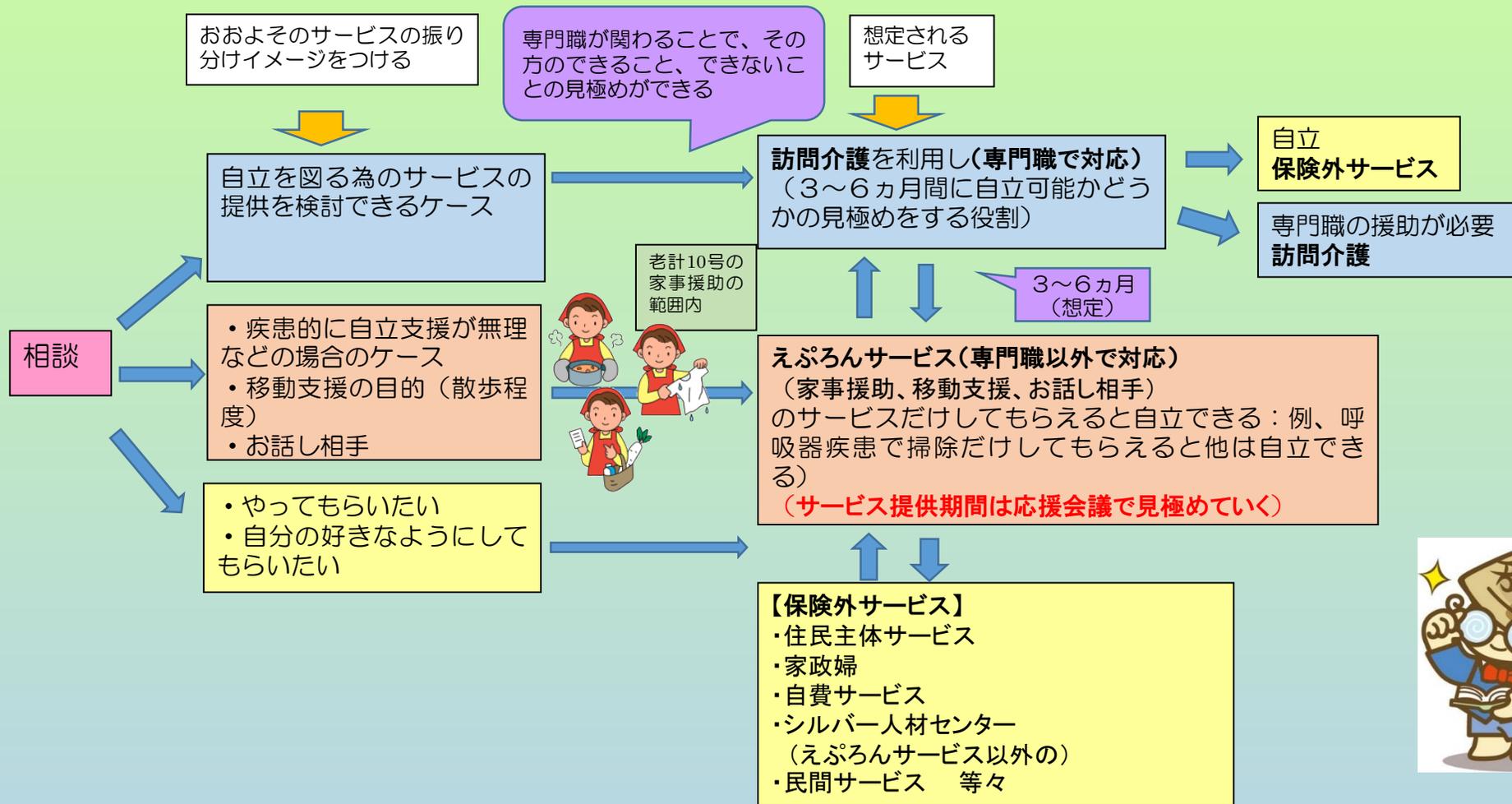
ご依頼は・・・

ケアマネージャーさんが、ケアプランの中にサービス内容を組み入れていただきセンターにご依頼ください。

《サービス内容》

- ①洗濯・・・洗濯をして、干します。
- ②買い物・・・ご依頼の物を、お金を預かり会員が買い物してきます。
- ③掃除・・・簡単なお掃除をします。
- ④調理・・・冷蔵庫にある食材でお食事を作ります。
- ⑤話し相手・・・利用者さんと世間話など話し相手になります。
- ⑥外出支援・・・散歩程度の外出を、会員が見守りながら同行します。
- ⑦ゴミだし・・・可燃ごみ・不燃ごみなど指定の場所まで持っていきます。

「訪問介護相当事業」と「総合事業えぷろんサービス」のサービス提供イメージ



「おいしく食べよう訪問」

位置付け	「介護予防・生活支援サービス事業」中の「訪問型サービスB(住民主体による支援)」
内容	桑名市食生活改善推進協議会に委託し、食生活改善を必要とする高齢者を対象として、「高齢者サポーター養成講座」等を修了した食生活改善推進員が訪問による食事相談、献立相談、調理相談、体重測定等を提供。
サービス単価	1,200円/回(3回に限る。)
利用者負担	30%及び実費

【参考】「おいしく食べよう訪問」のチラシ

『おいしく食べよう訪問』のご案内

介護予防・生活支援サービス事業

平成27年
4月スタート

食生活改善推進員が2人1組でご自宅を訪問します。
栄養バランスのよい食事をするため、献立・調理相談が受けられます。

申請から訪問までの流れ



対象者	食生活改善を必要とする65歳以上の方 【要支援1・2と認定された方及び基本チェックリスト該当者で、やせぎみまたは肥満ぎみで食生活に不安のある方】
訪問内容	食事・献立・調理の相談、体重測定、味噌汁の塩分測定
費用	1,200円/回（利用者負担 360円/回）
実施回数	月に1回 1時間程度（3回まで）
注意点	① 毎回、訪問時に利用者負担金を徴収します。おつりのないようにご準備下さい。 ② <u>実際に調理はしません。</u>
お問合せ先	〇〇包括支援センター（TEL：0594- - ）担当□□ 〇〇〇〇〇〇事業所（TEL：0594- - ）担当□□

「『通いの場』応援隊」

位置付け	「介護予防・生活支援サービス事業」中の「訪問型サービスD(移動支援)」
趣旨	<ul style="list-style-type: none">○ 可能な限り、徒歩圏内で、地域住民を主体として地域交流の機会を提供する「通いの場」の「見える化」・創出に取り組むことが基本。○ しかしながら、高齢者の状態像や、地域住民を主体として地域交流の機会を提供する「通いの場」の立地状況によっては、閉じこもりとならないよう、自宅を始めとする住まいと「通いの場」との間で移動支援を提供することが必要。○ もっとも、移動支援の提供が地域コミュニティの衰退を招かないよう、留意。
内容	<ul style="list-style-type: none">○ 移動支援を必要とする高齢者を対象として、ボランティアが日常生活圏域の範囲内で「シルバーサロン」又は「健康・ケア教室」の利用のための移動支援を提供。○ 具体的には、「桑名市介護支援ボランティア制度」を適用。
利用者負担	実費

2. 事業所の地域開放

- 事業所が地域住民に対して
予防・日常生活支援サービスを提供する拠点となるよう、
「健康・ケア教室」を創設。
- これは、地域交流スペース等を活用するとともに、
医療・介護専門職等とボランティアとで協働しながら、
要支援者及び「基本チェックリスト」該当者を含む
地域住民が相互に交流する機会を提供するサービス。
- この場合においては、
サービスの提供が地域コミュニティの衰退を招かないよう、
事業所をその近隣の地域住民に開放するサービスとして、
送迎を実施しない取扱いが基本。

「健康・ケア教室」

位置付け	「介護予防・生活支援サービス事業」中の「通所型サービスB(住民主体による支援)」
趣旨	医療・介護専門職を抱える医療機関及び介護事業所においては、医療や介護を必要とする者に対し、医療・介護サービスを提供する拠点となるほか、地域住民に対し、予防・日常生活支援サービスを提供する拠点となることにより、地域に貢献し、ひいては、地域に信頼される形で事業を運営することが期待されるところ。
内容	指定地域密着型サービス事業者の指定、指定居宅サービス事業者の指定等を受けた事業所において、地域交流スペース等を活用するとともに、医療・介護専門職等とボランティアとで協働しながら、介護予防教室を開催するなど、要支援者及び「基本チェックリスト」該当者を含む地域住民が相互に交流する機会を提供。
助成金	週1回以上、かつ、月30人以上(平成27年度に限り、月20人以上)で20,000円/月
利用者負担	実費

【参考1-1】「健康・ケア教室」のチラシ

医療・介護等の
事業所の方へ

「健康・ケア教室」を 開催してみませんか？

地域の方が、気軽に相談したり、立ち寄りたりするような「健康・ケア教室」を開催してみませんか。この教室は介護予防・日常生活支援総合事業通所型サービスBとして位置付けられます。

教室の目的

介護事業所の地域交流スペースや医療機関の空きスペース等において、医療・介護専門職等とボランティアとで協働しながら、下記対象者が相互に交流する機会を提供します。

対象者

- ・要支援者
- ・「基本チェックリスト」該当者を含む一般高齢者

利用者負担

- ・実費

助成基準

- ・1回1時間以上かつ週1回以上の開催
- ・月間30人以上の参加
- ・医療機関又は介護事業所に配置された専門職の兼任、及び高齢者サポーター養成講座、認知症サポーター養成講座等を修了したボランティアによる補助
- ・医療機関又は介護事業所における地域交流スペースの活用及び地域住民に対する開放
- ・助成に際しては実績報告などを提出
- ・月額助成は20,000円

「健康・ケア教室」の一例

◇ 介護老人ホームで談話室を開放し、週1回認知症予防のための「脳の健康教室」を開催。

◇ 訪問看護ステーションで毎週木曜日、看護師等の専門職による血圧測定等の健康相談を無料で実施。



《お問い合わせ・申込み先》
地域介護課 サービス推進室
桑名市中央町2丁目37番地(市役所1階)
電話 (0594) -24-1186
FAX (0594) -27-3273

健康・ケア教室事業の手続き及び流れ

- ①「健康・ケア教室」の登録申請をします。
地域介護課に所定の登録用紙に年間事業計画書、予算書を添付して提出します。
(次年度以降は年度の初めに提出します。)
- ②市から「健康・ケア教室」の登録決定通知書を送付します。
※市のHP等にも全ての「健康・ケア教室」についての情報を公開いたします。
- ③「健康・ケア教室」を実施します。
 - ★事業内容・開催日時などを変更する場合は「変更届」を提出します。
 - ★「健康・ケア教室」の廃止の場合「廃止届」を提出します。
- ④年度末の実績をもとに「健康・ケア教室」の補助金の交付申請をします。
(年度毎にまとめて4月に1回申請のみ)
「健康・ケア教室」事業の実績及び効果、開催・利用者数、決算書(補助金を受け取った後で構いません)の報告をします。
 - ★次年度の年間事業計画書、予算書を提出します。(次年度が始まる前に)
- ⑤補助金を受け取ります。

次年度以降
繰り返し

【参考1】健康・ケア教室

— 大和地区の「ふるさとの里」(地域密着型施設活用) —

○ 介護予防に資するよう、多様な通いの場を創出することは、重要



- 平成24年3月に開設された小規模多機能型居宅介護等を提供する事業所において、地域住民に対し、地域交流の機会を提供。
- ① 平成24年3月以降、年2回、「餅つき大会」を開催。
 - ② 平成24年4月、誰でも利用可能な喫茶「わか菜」を開設。
 - i 血圧計及び血圧ノートを設置。
 - ii 勉強会「血圧について」を開催。
 - ③ 平成26年7月以降、ボランティアの協力を得て、多目的ホール「みんなのへや」を活用した「集いの場サロン」を開催。

(注) 平成27年4月～平成28年3月の間、48回にわたり、延べ358名の参加を得て、籠づくり、折り鶴等の手芸や茶話会を実施。



平成26年10月15日
勉強会「血圧について」



平成26年10月28日
「集いの場サロン」



【参考2】健康・ケア教室

— 筒尾地区の「ももふれあい保健室」(まちの保健室機能) —

- 介護予防に資するよう、多様な通いの場を創出することは、重要。



平成26年10月2日
「ももふれあい保健室」

- 平成26年10月、筒尾地区の訪問看護ステーションにおいて、「ももふれあい保健室」を開設。

(注)平成27年4月～平成28年3月の間、51回ににわたり、延べ215人の参加を得たところ。

- 具体的には、毎週木曜日13:30～15:00、看護師等の専門職による血圧測定等の健康相談を無料で実施。

【参考3】健康・ケア教室

—「長寿苑カフェ」(社会福祉法人の地域貢献)—

- 事業所の地域開放をきっかけに地域住民と協働し多様な通いの場を創出することは、重要



平成27年9月6日「長寿苑カフェ」

- 地域の方の交流スペースを設けようという思いがきっかけとなり、平成26年8月から「長寿苑カフェ」として開始。
- 毎月第1日曜日に開催(年12回)し、1回平均10人が参加。毎月近隣の約600世帯にポストイン、各地域包括支援センターにチラシを配布し、周知している。
- 平成26年8月から、長寿苑デイルームにて、毎月第1日曜日に開催。体操や創作活動を中心に実施。

【参考4】健康・ケア教室

—七和地区の坂井橋クリニック「健康ケアサロン」(医療法人の地域貢献)—

- 医療機関の地域開放をきっかけに地域住民と協働し多様な通いの場を創出することは、重要



平成27年9月10日「健康ケアサロン」

- 坂井橋クリニックスタッフより、西部地域包括支援センターへ地域貢献について相談があり、「健康・ケア教室」を紹介したことで、開催につながった。
- 平成27年5月から始まり、月2回、第2, 4木曜日に毎回25～30人程度の参加を得て、坂井橋クリニックリハビリ室において、地域住民に対し、「健康・ケア教室」を開催。
ボランティアや職員の協力を得て、健康に関わる様々な内容で実施されている。
(開催内容:健康体操、健康ヨガ、音楽療法、創作活動等)

「シルバーサロン」

位置付け	「介護予防・生活支援サービス事業」中の 「通所型サービスB(住民主体による支援)」
内容	<ul style="list-style-type: none">○ 旧桑名市の「宅老所」(「移動宅老所」を含む。)において、 要支援者及び「基本チェックリスト」該当者を含む 地域住民が相互に交流する機会を提供するサービスについて、 実績に応じて助成。○ 旧長島町の「まめじゃ会」 及び旧多度町の「ふれあいサロン」についても、 旧桑名市の「宅老所」とおおむね同様な取扱い。
助成金	① 月間の1～4回目:3,500円/回 (「移動宅老所」にあっては、1,750円/回) ② 月間の5回目以降:1,750円/回
利用者負担	実費

シルバーサロン

—桑名地区「宅老所」—

- 介護予防に資するよう、
多様な通いの場を
創出することは、重要。



平成26年8月6日
日進地区宅老所「梅の郷」

- 平成13年9月以降、順次、旧桑名市の11地区において、
地区社会福祉協議会が「宅老所」を運営。
- それを活用することにより、音楽療法、健康体操、
介護予防教室、出前講座、世代間交流等を実施。

(注) 平成27年度には、11か所で延べ586回。

【参考1】「シルバーサロン」に関する事例のイメージ

- 通所介護を利用しなくなった要支援の高齢者について、
 - ① 家族が市役所に相談。
 - ② 地区社会福祉協議会が家族を通じて連絡。
 - ③ 本人が「宅老所」を利用。

家族のコメント

「今日はおばあちゃんが楽しかったと言って喜んで元気になって帰ってきました。」

本人のコメント

「元気に通わせてもらっています。」

地区社会福祉協議会 会長のコメント

「私共、お世話をしているものとしては、こういう話はより一層励みになります。」

【参考2】益世地区宅老所「さんさん」の「移動宅老所」

- 益世地区では、JR関西本線及び近鉄名古屋線が地域を分断。
- このため、益世幼稚園の空き教室を活用した益世地区宅老所「さんさん」に通うことが困難である高齢者も、少なくないところ。



- 平成25年度より、益世地区宅老所「さんさん」を運営する益世地区社会福祉協議会において、自治会館、社務所等を活用した「移動宅老所」を開催。

(注) 平成27年度には、12回(5カ所)で延べ187人の参加を得たところ。



平成26年7月2日
立坂神社社務所を活用した
益世地区宅老所「さんさん」の
「移動宅老所」

シルバーサロン

—長島地区「まめじゃ会」—

- 介護予防に資するよう、
多様な通いの場を創出することは、
重要。



平成26年9月25日
善明寺を活用した「まめじゃ会」

- 旧長島町の15か所の集会所等において、
桑名市社会福祉協議会を中心として、自治会、老人クラブ、
民生委員、健康推進員、ボランティア等と連携しながら、
茶話会等を内容とする「まめじゃ会」を開催。

(注) 平成27年度には、14か所で延べ88回。

シルバーサロン

—多度地区「ふれあいサロン」—

- 介護予防に資するよう、
多様な通いの場を創出することは、
重要。



平成26年5月19日
多度集会所を活用した「ふれあいサロン」

- 旧多度町の11か所の集会所等において、
自治会や老人クラブを中心として、桑名市社会福祉協議会、
民生委員、食生活改善推進員、ボランティア等と連携しながら、
茶話会等を内容とする「ふれあいサロン」を開催。

(注) 平成27年度には、11か所で延べ235回。

「介護予防ケアマネジメント」(1)

	「原則的な 介護予防ケアマネジメント (ケアマネジメントA)」	「簡略化した 介護予防ケアマネジメント (ケアマネジメントB)」	「初回のみ 介護予防ケアマネジメント (ケアマネジメントC)」
対象者	次に掲げるサービスを利用する高齢者 ① 従前の 介護予防訪問介護に 相当する訪問型サービス ② 従前の 介護予防通所介護に 相当する通所型サービス ③ 「くらしいきいき教室」	次に掲げるサービスしか 利用しない高齢者 ① 「えぷろんサービス」 ② 「栄養いきいき訪問」 ③ 「お口いきいき訪問」	介護保険を「卒業」して 地域活動に「デビュー」する 高齢者
実施機関	地域包括支援センター 又はその委託を受けた 居宅介護支援事業者	地域包括支援センター 又はその委託を受けた 居宅介護支援事業者	地域包括支援センター

「介護予防ケアマネジメント」(2)

	「原則的な 介護予防ケアマネジメント (ケアマネジメントA)」	「簡略化した 介護予防ケアマネジメント (ケアマネジメントB)」	「初回のみ 介護予防ケアマネジメント (ケアマネジメントC)」
手続	<p>アセスメント 及びモニタリングを経て、 すべての地域包括支援 センターのレベルでの 「地域生活応援会議」(「A型 地域生活応援会議」)を 開催。</p>	<p>アセスメント 及びモニタリングを経て、 それぞれの地域包括支援 センターのレベルでの 「地域生活応援会議」(「B型 地域生活応援会議」)を 開催。</p>	<p>「元気アップ計画書」を 交付。</p>
サービス 単価	<p>① 介護予防支援の 基本報酬 【430単位／月】の100% ② 初回加算 【300単位／月 (1月に限る。)]の100%</p>	<p>① 介護予防支援の 基本報酬 【430単位／月】の50% ② 初回加算 【300単位／月 (1月に限る。)]の100%</p>	<p>1,500円／月 (1月に限る。)</p>

「健康・ケアアドバイザー」

位置付け	「一般介護予防事業」中の「地域リハビリテーション活動支援事業」
趣旨	介護保険を「卒業」した高齢者が地域活動に「デビュー」する環境を整備するため、可能な限り、徒歩圏内で、地域住民を主体として地域交流の機会を提供する「通いの場」が継続的に運営されるよう、リハビリテーション専門職等が地域住民の主体性を阻害しない形で定期的に関与。
内容	<ul style="list-style-type: none">○ 高齢者を始めとする地域住民に開放される「通いの場」を対象として、地域住民を主体として運営された実績に応じ、リハビリテーション専門職等を「健康・ケアアドバイザー」として派遣。○ 具体的には、当面、次に掲げる取扱いが基本。<ul style="list-style-type: none">① 地域住民を主体とする「通いの場」の運営が4回／月以上である場合には、2月に1回の頻度でリハビリテーション専門職等を派遣。② 地域住民を主体とする「通いの場」の運営が1回／月以上である場合には、6月に1回の頻度でリハビリテーション専門職等を派遣。③ 地域住民を主体とする「通いの場」の運営が5回／年以上である場合には、1年に1回の頻度でリハビリテーション専門職等を派遣。

【参考】「通いの場」のチラシ

「通いの場」登録のご案内

市では、高齢者が住み慣れた地域で生き生きと暮らし続けられるよう、できる限り徒歩圏内で、地域住民の方が、交流の場を提供する、「通いの場」の登録を募集しています。

1. 「通いの場」とは

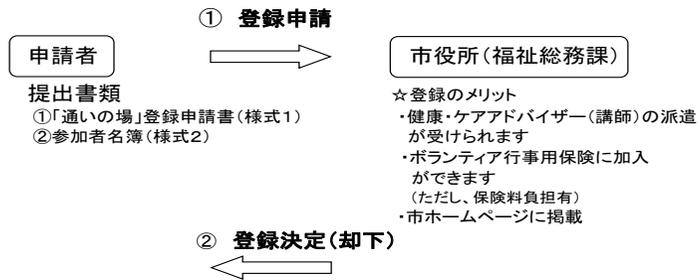
「介護予防」、「閉じこもり予防」、「健康づくり」のため、集会所などの場で、地域の住民が運営する「地域住民の集う場」をいいます。

具体的には、次のような基準があります。

- ◆参加者の半数以上が、65才以上の高齢者
- ◆開催回数は、月1回以上
(ただし、地域の実情に応じ判断します。)
- ◆1回の参加人数は5人以上
- ◆政治・宗教を伴う活動や営利を目的とした活動でない

2. 登録の流れ

登録を希望する団体は、「通いの場」登録申請書(様式1)に必要事項を記入し、参加者名簿(様式2)を添付して、市役所の窓口へ直接、持参してください。



※申請書は、下記窓口にあります。

また、市のホームページからもダウンロードできます。

- ☞ 市役所1階 福祉総務課、中央地域包括支援センター
- ☞ メディアライヴ2階 地域保健課(中央保健センター)

≪裏面もご覧ください。≫

3. 登録された団体には・・・

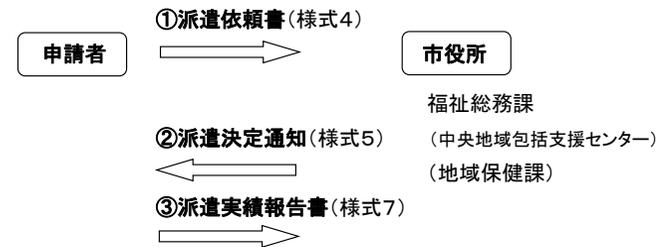
◎地域住民によって運営された「通いの場」へ健康・ケアアドバイザー(栄養士・歯科衛生士・理学療法士・健康運動指導士・保健師・主任ケアマネージャー・社会福祉士・司法書士等)を講師として派遣します。

なお、次の条件により派遣回数に上限があります。

- ① 月4回以上「通いの場」を開催 ⇒ 年6回(2ヶ月に1回)
- ② 月1回以上「通いの場」を開催 ⇒ 年2回(6ヶ月に1回)
- ③ 年5回以上「通いの場」を開催 ⇒ 年1回

◎健康・ケアアドバイザー(講師)派遣の流れ

- ① 派遣を希望する「通いの場」の団体は、「通いの場」健康・ケアアドバイザー(講師)派遣依頼書(様式4)を市役所に提出します。
- ② 市役所から健康・ケアアドバイザー(講師)派遣決定通知書(様式5)が申請者に郵送されます。
- ③ 健康・ケアアドバイザー(講師)が派遣された後、申請者より健康・ケアアドバイザー(講師)派遣実績報告書(様式7)を市役所へ提出します。



- 担当 桑名市役所 保健福祉部 福祉総務課 ☎ 24-1228
中央地域包括支援センター ☎ 24-5104
地域保健課 ☎ 24-1182

「健康寿命」の延伸をキーワードに「通いの場」創出

健康増進事業、介護予防事業の一体的な展開として
市の保健師・リハ職が連携して地域保健・リハ活動を実施

元気でいてこそ、「自分らしい生活」が送れます。



できる限り元気であり続けるために、あなたは何をしますか。



一人でやるより、仲間がいれば励みになります。また、楽しいかも。



あなたの力を仲間のために活かさせませんか。



桑名いきいき体操自主グループ活動スタート応援事業
地域住民を主体とする「通いの場」登録制度
健康ケア・アドバイザー派遣事業（総合事業の一般介護予防事業）
ボランティア、高齢者サポーター、認知症サポーター、
桑名いきいき体操サポーターなどの養成講座の開催



多度大社

自立支援を考える



上馬BEER

利用者本位の支援とは？

尊厳を保ちながら、その方の能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、**利用者本位の支援**について関わるみんなが考える

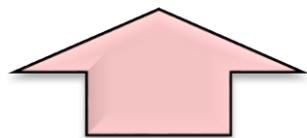


利用者とそのご家族への働きかけのポイント♡

- ①目標は**本当に利用者目線の目標**であれば、利用者の課題解決意識は強くなります。
そのための専門職の方による丁寧な情報収集が重要です。
- ②サービス利用は、課題解決のための1つの「方法」にすぎません。
- ③一つ一つの小さな目標の達成感が自信につながります。
達成した目標の改善した点をご本人や家族にも「見える」ように。
- ④**サービス利用開始時**から、
目標を達成できたら、サービス依存からサービス卒業へ。
その人らしく生活を維持・継続できる方法を提示し、
不安な時はいつでも相談できる安心感を伝えておく。



- 利用者、家族に、「卒業」や「介護予防」の意識を共有してもらうことが難しい。
- 認定期間中は、サービスを終了し「卒業しましょう」と言いにくい。



何のためにサービスを利用するのかご本人が認識されていないと
「**利用する＝『手段・方法』が目的化してしまいます**」

サービス利用前から利用者とその家族に
目標と提供サービスのねらいを共有することが大切と考えます。

「地域生活応援会議」からのヒント♡



アドバイザーから
ヒントが…

食生活に
問題があるなあ

多職種協働による
ケアマネジメントの充実



タンパク質を…

下肢筋力低下
体力低下

意欲がなく
目標に
取り組めない

身近な地域での
多様な資源の「見える化」・創出



やる気を
継続する
ための
…を

家にいても
やることがない

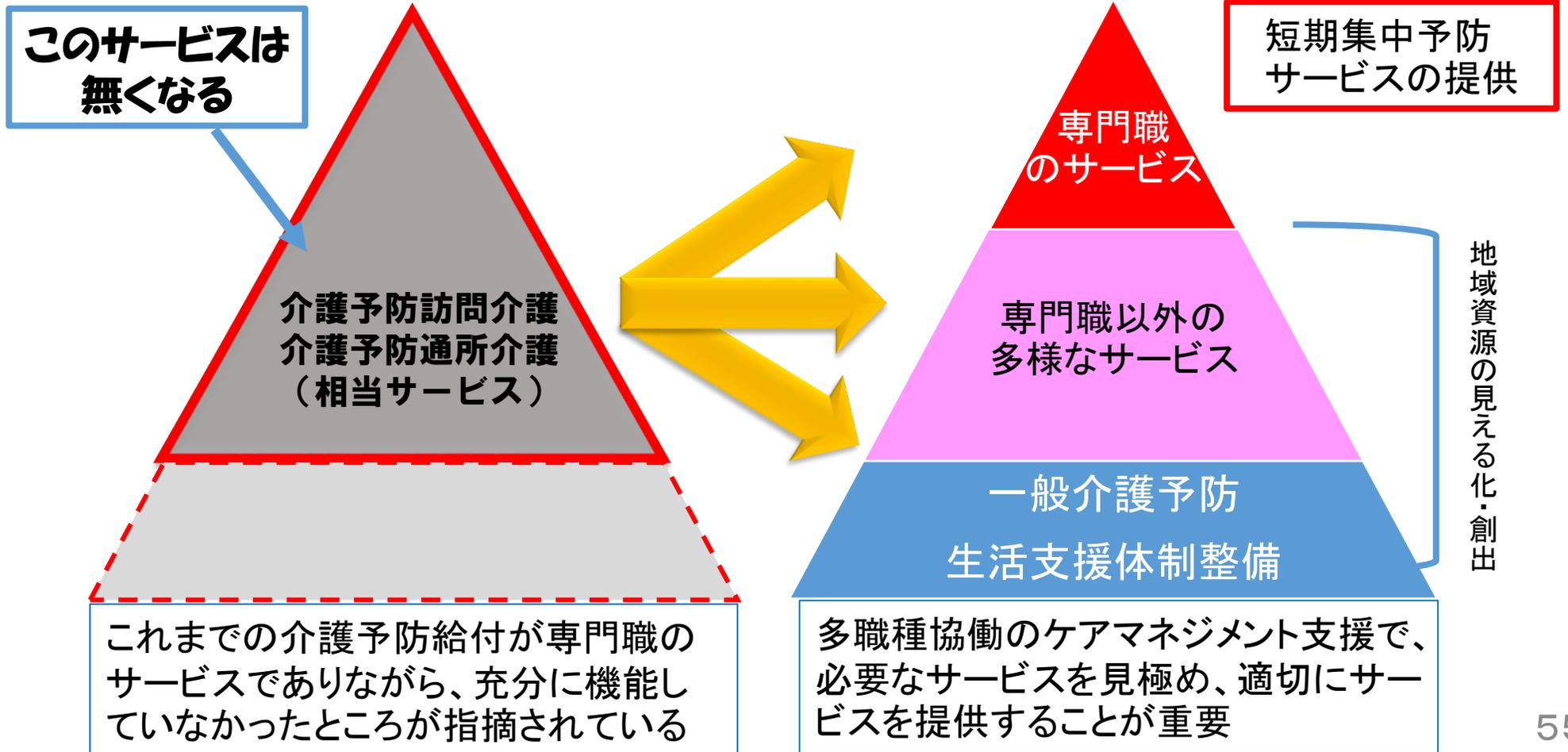
週に1回の
デイサービス
よりも…

課題
分析中!



桑名市の「介護予防・日常生活支援総合事業」

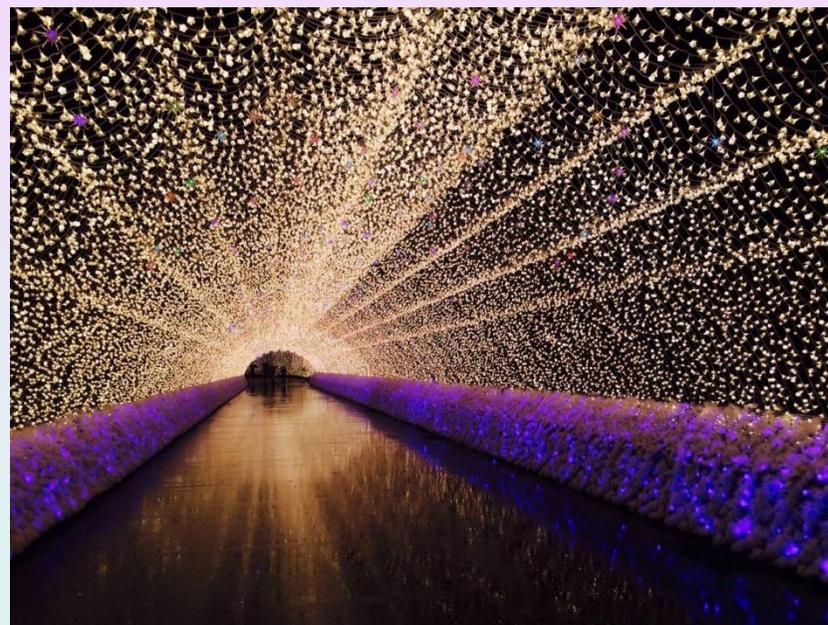
介護予防に資するサービスの提供により、
「健康寿命」の延伸と「地域支え合いの体制づくり」を目指すもの



市職員として 地域包括ケアシステム の構築について



なばなの里 イルミネーション
毎年11月～5月



地域包括ケア、総合事業の推進で 市町村が避けられないと感じること

①規範的統合

職員、関係者、住民との

目指すべき方向性の共有・危機感の共有

②現状を把握する

誰がキーパーソンか

何が行われているのか

何が良いことで課題は何か



<出典>

「地域包括ケアシステムと地域マネジメント」
(平成28年3月地域包括ケア研究会)

③「見える化」・「情報共有」・「効率化」

④県・国保連との協働・連携

計画策定(総合事業のスタート)までの経緯

厚生労働省

平成25年 4月 新たに副市長を厚生労働省から招聘

※地域包括ケアシステムの構築に向けた取組を開始。総合事業を27年度から開始する方針明確化。
桑名市の現状把握のため、現場主義を徹底。地域課題の分析と地域資源の把握を始める。



日本年金機構本部年金給付部長
田中謙一
前桑名市副市長

平成25年12月 桑名市地域包括ケアシステム推進協議会条例制定

※事業計画策定委員会を廃止し、全国的に例のない「条例」による協議会設置。
協議会事務局を部内横断的に構成したうえ、社協、委託包括職員も含めた。

平成26年 1月 第1回桑名市地域包括ケアシステム推進協議会開催

※地域包括ケアシステム構築に向け、各分野における地域の関係者がそれぞれの立場で
果たすべきそれぞれの役割について、桑名市としての期待を明確にした上で、意見を交換。
平成27年2月までの間に12回の協議会を開催

平成26年 7月 総合事業開始に向け本格的に検討開始

※総合事業ガイドライン(案)が公表される。
庁内で各事業(サービス)ごとにチーム制で個別調整を行い、
全体調整の中で、サービス単価、見込み量、予算総枠の検討を行なう。

平成27年 2月 桑名市地域包括ケア計画(案)公表・パブリックコメント募集

平成27年 3月 事業者向け総合事業に関する説明会を開催

平成27年 3月 桑名市地域包括ケア計画～第6期介護保険事業計画～策定



市・地域包括支援センター・社協は、
プレーヤーから**市のマネージャー**への**意識改革**により、
「通いの場」「サポーター」を創出する働きかけと地域づくりへ

市からの働きかけで大事なことは
「住民主体」であり「住民任せ」とはちがう

「見える化」

既に取り組みされていることは、積極的に
取り上げ、紹介し、
やる気をUP。

と

創出

エビデンスに基づく
働きかけで、自ら
取り組む気にさせる。
少しの後押しで
やる気をUP。

目標：「通いの場」から「サポーター」へ
「参加」から「活動」へ

桑名市保健福祉部の組織再編

- 「地域包括ケアシステム」の構成要素は、「住まい」・「医療」・「介護」・「予防」・「日常生活支援」。
- とりわけ、
 - ① 介護予防や日常生活支援の充実に資する地域づくりの推進
 - ② 健康増進事業と介護予防事業との一体的な展開
 - ③ 在宅医療・介護連携の推進
 - ④ 地域リハビリテーションの推進
 - ⑤ 介護障害連携の推進等が求められるところ。



- 平成26年4月及び平成27年4月、桑名市保健福祉部の組織を再編。



【参考】「スクラップ・アンド・ビルド」(平成26年度)一例一

- ① 介護・高齢福祉課において、
「在宅高齢者実態調査」、「基本チェックリスト」に基づく一斉調査
及び「高齢者実態調査」を廃止し、
その機能を「桑名市日常生活圏域ニーズ調査『いきいき・くわな』」に承継。
- ② 介護・高齢福祉課において、
「介護・医療連携推進会議」又は「運営推進会議」に対する参加を
桑名市と桑名市地域包括支援センターとの間で分担。
- ③ 介護・高齢福祉課において、
地域密着型サービス事業者に対する指導監査の周期を
「2年」から「3年」へ変更。
- ④ 介護・高齢福祉課において、
「介護保険事業委員会」及び「地域包括支援センター運営協議会」を廃止し、
その機能を「桑名市地域包括ケアシステム推進協議会」に承継。

【参考】「スクラップ・アンド・ビルド」(平成27年度)一例一

- ① 福祉総務課において、公共施設マネジメントの一環として、「多度福祉会館」を廃止。
- ② 障害福祉課において、補装具の交付若しくは給付又は日常生活用具の給付に係る利用者負担の助成を廃止。
- ③ 地域介護課において、地域支援事業の充実に伴い、
 - i 敬老祝金(新規に最高齢に到達した者に係るものを除く。)
 - ii 「桑名市徘徊高齢者位置情報探索システム助成事業」、「桑名市老人福祉電話設置事業」及び「桑名市高齢者日常生活用具給付事業」を廃止。

「地域包括ケアシステム」に関する桑名市ホームページ

- 保健・医療・介護・福祉専門職のほか、地域住民も含め、「オール桑名」で問題意識を共有することは、重要。
- 「地域包括ケアシステム」の構築に向けた取組みについて、内外に対する「見える化」を図ることは、重要。



- 平成25年12月、桑名市ホームページにおいて、「地域包括ケアシステム」に関するコーナーを特設。
- それ以降、「桑名市地域包括ケアシステム推進協議会」の開催資料及び議事録など、幅広く情報を提供。



今、考えずにいつ考える？ 「地域包括ケアシステム」



本物力こそ桑名力



511-8601 三重県桑名市中央町2丁目37番地
桑名市役所 地域介護課 サービス企画室
[Tel:0594-24-1489](tel:0594-24-1489) fax:0594-24-3133
kaigom@city.kuwana.lg.jp